

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔令和6年 月 日〕
閣議決定案

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

別表1中第816号を別紙1のとおり改める。

別表2中第1308号を別紙2のとおり改める。

別紙 1

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下「学校設置会社」という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校設置会社は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。</p> <p>（1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>（2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>（3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>（1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>（2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金に処される。）</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、上記措置を円滑に講じることができるよう、予め必要な準備を行うべきである。</p>

	<p>6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。</p> <p>なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。</p> <p>7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。</p> <p>9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。</p> <p>(1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））</p> <p>(2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））</p> <p>(3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））</p> <p>(4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））</p> <p>(5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））</p> <p>10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。</p> <p>11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して恒常的に適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</p> <p>(1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる職員を担当部局に配置すること。</p> <p>(2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する恒常的な指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</p>
同意の要件	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。</p> <p>1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。</p> <p>2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。</p> <p>3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。</p> <p>4. 文部科学省令で定める基準その他関係法令等を遵守していること。</p> <p>5. 既に認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社にあつては、当該事業が適切に運営されていること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 2

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物(廃酸など)の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則(昭和46年厚生省令第35号)	令和6年3月18日施行(措置済)	環境省